

ケアプラン点検事業について【宮城県岩沼市】

● 概要

自立支援・重度化防止に資する質の高いケアマネジメントが行われているかを検証・確認し、ケアマネジメントの視点を正しく踏まえ、専門職として判断の根拠を示した上でケアプランの作成ができているか介護支援専門員と保険者が共に考え、気づくことを目的としてケアプラン点検を継続して実施している。

● 実施状況

実施件数は以下のとおり。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (予定)
6	3	4	4	4	4

- ・点検対象：地域包括支援センター（4か所）及び居宅介護支援事業所（10か所）
- ・実施件数：4事業所／年度 1事業所1件を対象に2時間で点検している。
- ・実施方法：保険者にて対象ケアプランを選定。宮城県ケアマネジャー協会を講師として派遣。
- ・選定方法：①国保連合会より提供される「認定調査状況と利用サービス不一致一覧表」及び「支給限度額一定割合超一覧表」
②（居宅介護支援事業所のみ）区分支給限度基準額の利用割合が7割以上かつその利用サービスの6割以上が訪問介護サービスである被保険者
③有料老人ホーム又はサービス付き高齢者住宅に入居している被保険者

● 効果

点検の最後に介護支援専門員に必ず感想や意見を聞き取っている。あっという間に時間が過ぎたように感じたとの声が多く聞かれ、ニーズを整理しながら利用者にも分かりやすいケアプランの作成を考えることができた。日々の業務が多忙であったり、介護度が変わらない更新の際であったりなど、じっくりケアプランを見る機会が無いこともあり点検は良い機会との感想も複数出された。

点検には作成した介護支援専門員と管理者の2名で出席してもらっており、いただいた助言をこれから事業所内に共有したいとの感想があり、事業所全体に係るケアマネジメントの質の向上にも寄与している。

宮城県岩沼市における ケアプラン点検事業について

岩沼市健康福祉部介護福祉課

1

岩沼市の歴史



昭和30年 4月1日 町村合併 「岩沼町」
昭和46年11月1日 市制施行 「岩沼市」
昭和52年 9月1日 一部区域編入
令和 3年11月1日 市制施行50周年

交通の要衝の地として、工業都市として発展してきました。

2

岩沼市の現況

- ・面積 60.45㎡
- ・人口 42,803人（令和7年9月末時点）
 - 男 21,166人
 - 女 21,637人
 - 65歳以上 12,125人
- ・世帯数 19,166世帯（令和7年9月末時点）
- ・高齢化率 28.2%（令和6年度）

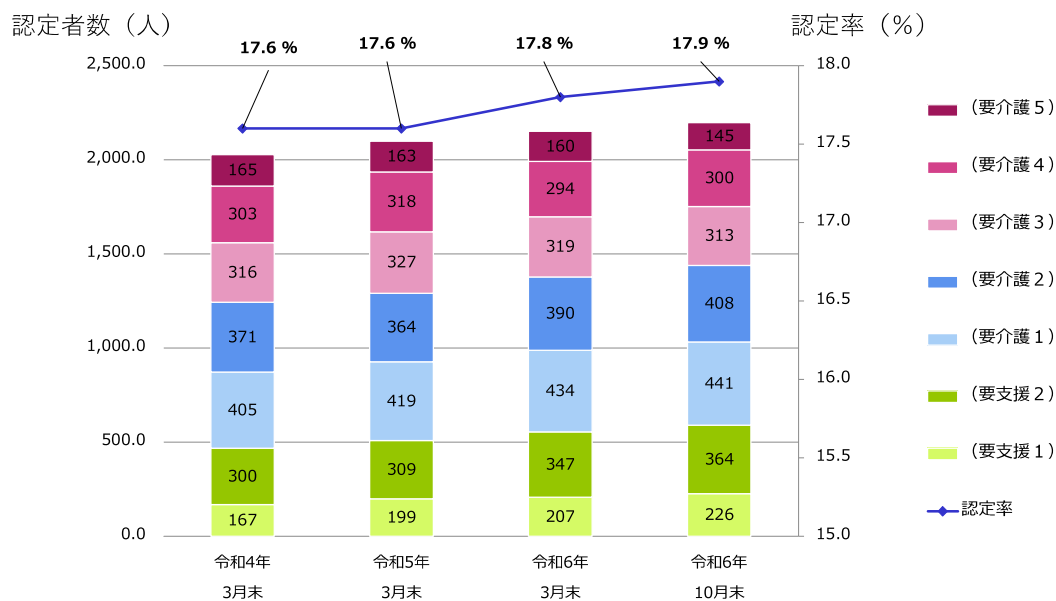
出典：総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

- ・要介護等認定者数 2,211人（令和7年3月末時点）
- 要介護等認定率 18.2%

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

3

要支援・要介護認定率の推移



令和6年度第1回岩沼市介護保険運営協議会資料より引用

4

介護給付適正化 実施状況

- 要介護認定の適正化
市職員による訪問や書面の確認により認定調査の内容を点検している。
- ケアプラン等の点検
ケアプラン点検については後述。
住宅改修の点検について、事前申請の際に理学療法士と市職員で検討している。
- 医療情報との突合・縦覧点検
国民健康保険団体連合会へ委託し突合情報を提供いただいている。

※介護給付費通知については令和5年度まで実施。

5

ケアプラン点検事業 概要

- 目的
自立支援・重度化防止に資する質の高いケアマネジメントが行われているかを検証・確認すること。ケアマネジメントの視点を正しく踏まえ、専門職として判断の根拠を示した上でケアプランの作成ができているか、保険者と介護支援専門員が共に考え、気付くことができるようにすること。
- 対象
地域包括支援センター（4か所）及び居宅介護支援事業所（10か所）
- 実施件数
4事業所／年度 1事業所1件を対象に2時間で点検
- 実施方法
保険者で対象ケアプランを抽出し、宮城県ケアマネジャー協会を講師に派遣し実施

6

ケアプラン点検実施件数

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (予定)
6	3	4	4	4	4

- 令和2年度は地域包括支援センター4件、居宅介護支援事業所2件実施。
- 令和7年度は地域包括支援センター2件、居宅介護支援事業所2件を予定。

7

ケアプランの選定方法

- 国民健康保険団体連合会より提供いただく帳票
「認定調査状況と利用サービス不一致一覧表」
「支給限度額一定割合超一覧表」
- 介護保険情報Vol.1009「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（周知）」（令和3年9月22日）を参照し、給付実績から以下の条件（①かつ②）のケアプランを抽出。対象は要介護3までとしている。

- ①区分支給限度基準額の利用割合が**7割以上**
- ②その利用サービスの**6割以上**が訪問介護サービス

- 有料老人ホーム又はサービス付き高齢者住宅に入居している被保険者のケアプラン

8

点検結果（講師からの助言内容①）

- ケアプランは利用者本人に見てもらい署名をもらうもの。簡潔で分かりやすく作成する必要がある。どうして課題となったのか、根拠を持って明らかにしなくてはならない。
- 生活上支障が無ければ課題と捉えなくても良い。
- 医師が話すのは症状や治療に関するものであり、本人が日常生活を送る上での指示をあまり得られないこともある。支援計画を立てる上で医師と連携し生活に影響あるかと確認していくことも必要。
- 痛みや疲れに対して、高齢だから仕方ないで終わらずに医師に確認をとった方が良い。
- 今までやったことがないからヘルパーにお願いしたいでは介護保険を利用する理由とならない。（調理の支援について）
- IADL全般に介助が必要となっているが、IADLのどの部分（家事動作・知的動作）に支援が必要か分けて考えた方が良い。

9

点検結果（講師からの助言内容②）

- サービス内容に定期受診、検査等が入っているが、それらは医師が必要かどうかを決めて指示されたら入れる内容。CMは検査等の結果必要な対応をプランにする。
- 福祉用具の必要性について、今できることを続けて生活したいとために利用するとあるがそれでは不十分。どんな動作に支障があり、その支障を解消するために福祉用具が必要かを判断し書き込まないといけない。
- 病気によって意向確認が困難ならば必要性をニーズにするという手法が考えられる。
- 本人が自分でできることを整理することで、過剰な介護にならないよう検討ができる。
- ニーズに関する記載をまとめすぎているので、必要な所は分けて記入してもらうと良い。
- サービスを入れないと生活ができないのかという観点でサービスを検討していくことが必要。

10

点検結果（ケアマネジャーの感想①）

- 課題検討用紙の利用方法をより理解できた。これを2表に活かすことで、分かりやすいケアプランが出来上がると思う。
- あっという間に時間が過ぎたように感じた。助言いただいたことをケアプラン作成に活かしていきたい。
- 利用者が多くじっくりとケアプランを見る機会がなかったので良い機会だった。
- サービスが目的となる人もいるが、話してニーズを引き出していきたい。
- 介護予防プランの研修はあまりないので、今回の点検は勉強になった。
- 地域包括支援センターは介護支援専門員以外も予防プランを作成するので悩みながら業務を行っているので、今回の点検は良かった。
- 本人のやる気が出るような具体的で明確なケアプランを作っていきたい。

11

点検結果（ケアマネジャーの感想②）

- 研修などで指導を受ける機会があったが、近い距離で点検を受けると分かりやすかった。今後もこういう機会があれば嬉しい。
- ずっとショートステイのケアプランだが、1つずつニーズを検討することにより在宅で生活する上での課題が明確になった。本人は自宅での生活を望んでいるので検討していきたい。
- 介護度が変わらない更新の際のプランは継続ということもあり、1つ1つ見ないことがある。内容をしっかり確認し的確なケアプランを作成していきたい。
- 細かくアセスメントし、動作も分割し評価すべきだが、日々の業務の中でなかなかできていない。利用者への説明時に、しっかりと整理し、分かりやすく説明できるようにしていきたい。

12

今後の課題

- 対象事業所・ケアプランの抽出や選定は担当者次第によるところが大きい。
 - 課内で詳細に検討できる体制が必要。
- 点検実施後のケアプラン及び給付実績の確認。
 - 変化を見える形にして効果を検証しやすいものにする。
- 点検での講師からの助言を市内事業所へ共有。
 - 毎年すべての事業所を点検できないため、質の向上に努める。
- 点検対象の拡大
 - 国保連合会より提供される帳票に小規模多機能型居宅介護支援事業所が挙がってくることもあり、頻回であれば点検対象に含める。